

令和7年度FPアクセス情報強化事業仕様書

1 委託業務名

FP アクセス情報強化事業委託業務

2 業務目的

大阪などの主要ターミナルから兵庫県内各地に展開している「ひょうごフィールドパビリオン（以降、FP という。）」や観光スポットまでの交通アクセス方法をわかりやすく、県内外に広く発信することで、大阪・関西万博を契機にした本県への誘客を促進する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年1月31日

4 事業費

金3,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

大阪・関西万博来場者、特に外国人旅行者等の県内来訪を促すには、万博会場から各FPや県内の観光スポットまでの交通経路をわかりやすく伝えるとともに移動間の楽しみ方やローカル情報を提供し、旅ナカでの来訪意欲を高めることが重要となる。そのことから、本県では「ひょうごエモ&スムーズミッション（仮称）」と称し、主要ターミナルからの交通経路や手段を紹介する動画を県内外に広く発信する取組を実施する。については、下記(1)～(3)について企画立案及び運営を行うこと。

(1) 「観光×アクセス動画」制作プロジェクトの運営

① メンバーの募集・選定

- ・ 県民や県にゆかりのある方から、動画制作や県内観光に興味がある者（フリーランス、学生、外国人留学生など多様な人材）を募集し、業務適正のある者を選定すること。

② プロジェクトの進捗管理

- ・ 選定したメンバーに対して効果的な動画作成のコツ、権利・許諾関係等の留意事項について説明するとともに、あわせて動画制作専門人材とのディスカッションを行う講座を2回以上開催すること。
- ・ 講座の内容は委託者と調整して決定すること。
- ・ プロジェクトにかかる事務（メンバーとの連絡調整・進捗管理、会場設営、オンライン設定等）を実施すること。
- ・ メンバー活動費（交通費、施設入館料等）は委託費用から支出し、支払い等必要な調整を実施すること。

(2) 「HYOGO アクセス動画」募集の実施

- ・ 大阪などの主要ターミナルから県内の主要観光地またはFPまでの道案内動画を広く収集できる取組み（県民総参加型のコンテスト等）について提案し実施すること。この際、現在公開中の既存動画も含めた動画募集を行うこと。
- ・ 積極的な応募を促すよう、応募者へのインセンティブ付けについて提案し、委託者と協議の上、実施すること。
- ・ 動画を募集する際、投稿者の各種権利侵害等を未然防止するため、著作権や意匠権、商標権、各施設への撮影許可など必要な手続きについて案内を行うこと。

- ・ 投稿される動画の著作権処理等の確認を行うこと。また、必要に応じて、投稿者へ著作権等にかかる是正や指導を行うとともに、権利侵害があった場合には受託者において適切に処理すること。

	(1)「観光×アクセス動画」 制作プロジェクト	(2)「HYOGO アクセス動画」 募集
目的	アフター万博も見据えた誘客促進	現地までのスムーズな移動
投稿者	委託事業者による募集・選定	制限なし
動画内容	現地までのアクセスに加え、背景にある地域のストーリー・旅の楽しみ方	利便性向上・予算・所要時間 (制限なし)
企画	投稿者が独自でテーマ設定 ※ 単なる「行き方」ではなく、ストーリー性 (共感) に基づく企画	事業者による企画提案
備考	・ 動画の「質」の確保 ・ 選定メンバーによる動画投稿 ・ 継続的な投稿（関係人口の形成）	・ 動画の「量」の確保 ・ 既存動画も含む収集・発信

(3) 動画の視聴 UP につながる広報

- ・ 収集した動画公開にかかるランディングページ（LP）を制作すること。
- ・ インバウンド誘客に資する動画については英語字幕を追加するなど、幅広い層に動画が視聴されるような取組みを委託者と協議のうえ実施し、万博期間中に拡散されるようにすること。
- ・ LP にはコンテスト募集概要のほか、FP や県内主要観光地の地図情報、動画紹介や動画リンクなどの情報を盛り込むこと。
- ・ LP を構築するためのサーバーやドメインについては、委託者と協議すること。

(参考) FP 一覧 (Google map)

<https://www.google.com/maps/d/edit?mid=113K7cel8bzYNDuEd6jxWjo17HsFnDXA&usp=sharing>

6 業務計画書の提出

契約締結後、提案業務の実施方法について県と協議を行い、その内容を踏まえた業務計画書を提出する。業務計画書には、業務の具体的な実施方法やスケジュールを必ず記載すること。

7 実績報告書・成果物の提出

本業務に関わる実績報告書(実施内容、成果、写真等一式)を契約期間満了日までに納品すること。

成果物については、実績報告書のほか以下のとおりとする。

- ・ 「兵庫エモ&スムーズミッション（仮称）」で制作した動画データ
- ・ LP 構築に必要なソースコード等一式
- ・ その他、委託者が完了検査に必要と認めるもの

8 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権等

① 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権、意匠権や商標権などを侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

② 受託者は、使用または応募のあった映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・図画等）を使用する場合も、著作権等の侵害に留意すること。

(8) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(9) その他

① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。

② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。